

## 意見書

平成 14 年 4 月 16 日

情報通信審議会  
電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう  
郵便番号 103 - 0015

とうきょうとちゅうあうくにほんばしはこざきちょう  
東京都中央区日本橋箱崎町 24 - 1

ビー・ビー・テクノロジーかぶしきかいしゃ  
ビー・ビー・テクノロジー株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 14 年 3 月 27 日付け情審通第 36 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

ビー・ビー・テクノロジー株式会社

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款変更案(コロケーションに係わる上限の設定)に対する意見

## 1. 上限の設定について

コロケーションのスペース、MDF 及び電力のリソースが逼迫しているNTT東西の局において割当数に上限を設定することは、有限であるリソースを接続事業者に適切に配分する基本的な考え方としては、妥当なものだと考えられます。

### (1) 接続事業者とNTT東西の公平性の確保について

上限の設定が接続事業者だけに課せられていることは、接続事業者とNTT東西の公平性が確保されておらず問題があります。割り当て数の上限設定のルールは、NTT東西に対しても接続事業者と同様に適用される必要があります。

### (2) 管理上限値と配分上限値について

スペース、MDF 及び電力の管理上限値と配分上限値の設定根拠が明確ではありません。例えば、MDFの端子数を基準として考えると、管理上限値のスペース及び電力の値は、実際に 5,000 回線を収容するために必要となるスペース(架数)及び電力の値を大きく上回っており、アンバランスです。管理上限値と配分上限値の設定根拠を明確にして頂くよう要望いたします。

### (3) 配分上限値の適用について

上限値の設定ルールは、上限の設定の対象となる局にコロケーションを行う事業者が複数存在することを前提としています。コロケーションを行う事業者が複数存在しない場合に、残りのリソースが管理上限値に達した場合には、配分上限値の適用は不要であると考えます。

又、管理上限値を越えて後、コロケーションを申し込む事業者が複数存在した場合でも、配分上限値を一律に定めるのではなく、事業者の申し込み量による比例配分が必要です。

## 2. リソース不足の根本的対策について

リソース不足の根本的対策として、NTT東西が利用計画のない電気通信設備を迅速に撤去すること、及び設備の拡充を行うことにより、リソースを確保することが重要

です。これらについては、NTT東西の自主性に任せるだけでは不十分です。NTT東西に情報の開示を求め、リソースの確保が適切に実施されていることを客観的に評価することが必要であると考えます。

### 3. 情報開示に関して

NTT東西が開示する情報として、現在開示されている情報に加え、受電設備及び発電設備に係る空き電力量に関する項目を追加するだけでは、不十分です。

NTT東西の保有するリソースの利用状況および空き状況を明確にするために、スペース、MDF 及び電力について、NTT東西が保有する全リソースの量、NTT東西が確保している量(利用中と未利用の区別を含む)、及び他事業者のコロケーション用として確保している量をそれぞれ、開示する必要があります。

- 以上 -